

## 指定障害福祉サービス事業者に対する行政処分について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第50条第1項の規定に基づき、以下のとおり指定障害福祉サービス事業者に対して行政処分を行いました。

### 1 対象事業者

- 法人名 合同会社きずなグループ進（代表社員 金森 進之介）
- 所在地 安曇野市豊科 4681 番地 26

### 2 対象事業所

- 名称 訪問介護事業所きずな安曇野店
- 所在地 安曇野市豊科 4681 番地 26
- サービス種別 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護

### 3 処分内容等

- 処分の内容 障害福祉サービス事業者の指定の取消し
- 取消年月日 令和8年4月30日
- 処分の理由 法第50条第1項第5号から8号に該当するため
- 事案の概要

法第48条に基づく監査を実施したところ、偽造した個別支援計画、重要事項説明書、サービス提供記録が提出され、これらの書類の未作成が判明したほか、指定障害福祉サービスに必要な資格を満たさない者が、サービスを提供していた事実が判明した。

個別支援計画等の未作成は、法第50条第1項第5号（運営基準違反）に該当し、偽造は、第7号（虚偽報告）に該当する。

また、個別支援計画が未作成の状態ですた自立支援給付費を受給したこと、及び無資格者によるサービス提供を基に同給付費を受給したことは、法第50条第1項第6号（不正請求）に該当する。

さらに、監査において、従業員の出頭を求めたところ、偽造した退職届を提出し、出頭を拒んだことは、法第50条第1項第8号（監査の妨害）に該当し、偽造は、第7号（虚偽報告）に該当する。

#### （問合せ先）

担当 健康福祉部障がい者支援課施設支援係 青木、出浦  
電話 026-235-7149（直通）  
026-232-0111（代表）内線2393  
ファクシミリ 026-234-2369  
電子メール shogai-shien@pref.nagano.lg.jp